

## 検疫病害虫及び非検疫病害虫の追加について

(平成25年6月10日)

農林水産省は、検疫病害虫及び非検疫病害虫を追加する等のため、植物防疫法施行規則等の関係法令を改正する手続きに入ることを平成25年6月4日に公表した。

主要な改正内容及び今後のスケジュールは以下の通りである。

### 1 改正内容

#### (1) 検疫病害虫の追加

現在指定されている776種に新たに212種を追加

#### (2) 非検疫病害虫の追加

現在指定されている226種に新たに108種を追加

なお、穀類等に比較的寄生率の高いノシメダラメイガ、スジマダラメイガは、今回も非検疫病害虫の対象とされていない。

#### (3) 輸出国での栽培地検査が必要とされる検疫病害虫の追加

*Mexican papata viroid* 等7種を新たに追加

#### (4) 輸出国で熱処理や精密検定の対象と成る検疫病害虫の追加

*Columnnea latent viroid*等5種を新たに追加

### 2 今後のスケジュール

- ① ~6月中旬：関係者との意見・情報交換
- ② ~7月下旬：各国への改正内容の通報
- ③ ~7月下旬：パブリックコメント・公聴会
- ④ 8月：省令等改正（6ヶ月の周知期間後、来年2月頃に施行。ただし、輸出国で実施する栽培地検査については来年8月に施行。）

改正内容の詳細については、農林水産省のホームページに掲載されている。